

電力受給契約書（案）

令和8年8月

延岡市

●●●●株式会社

電力受給契約書

延岡市（以下「甲」という。）と ●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の発電設備において発生する電力の受給について、次のとおり契約を締結する。

（電力の受給等）

第1条 甲は、発電設備において発生する電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。

（受給地点、電気方式等）

第2条 前条の規定により甲が乙に供給する電力の受給地点等は次のとおりとする。

発電所名	延岡市清掃工場
受給地点 （発電所所在地）	宮崎県延岡市長浜町3丁目1954-3
受給最大電力	950 kW
設備内訳	2,150 kW × 1台
受電電圧	6,000 ボルト

（受給電力量の計量及び算定）

第3条 毎月の受給電力量は、受給地点に設置された電力量計等（電力量計ならびにその他計量に必要な付属装置および区分装置をいい、以下同じとする。）により計量されたものとし、その設置費用（計量法に基づき取替えが必要となる場合の費用を含む）は甲の負担とする。

2 電力量計の検針は、九州電力送配電株式会社（以下、「九電送配」という。）が九電送配の定める託送供給等約款において別途指定する日（以下、「検針日」という。）に行うものとし、甲は、かかる検針に合理的な範囲で協力しなければならない。

3 毎月の受給電力量の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とする。

4 受給電力量の算定期間におけるバイオマス比率計算書は、経済産業省が指定する方法により甲が作成し、当該四半期末の翌月末日までに乙に提示するものとする。

5 電力量計及びその付属装置に故障が生じたことを覚知した当事者は、相手方に速やかにその旨を連絡するものとし、その故障期間中の受給電力量の算定は、その都度甲乙別途協議する。

（非化石価値）

第4条 非化石価値等とは「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に定める非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上することができる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値をいうものとする。

2 第2条に定める発電設備から発電した電気バイオマス部分、およびバイオマス部分以外の電力量に付随する非化石価値等は、乙に帰属するものとし、第5条に基づき、甲が乙から受領する料金は、非化石価値等相当分を含むものとする。

3 甲は、非化石価値等の証書化に必要な手続きを適切な時期に行い、非化石証書を乙へ引き渡すものとする。なお、乙は、甲が行う証書化に必要な手続きについて協力するものとし、甲は、乙が非化石価値等の利用のために必要な事項について協力するものとする。

(料 金)

第5条 毎月の料金は、第3条に定める方法により計量された月間受給電力量に以下の式により算定された電力量料金単価を乗じて得た金額（1円未満の端数を切り捨てる）に、消費税等相当額を加算した金額とする。

$$\begin{aligned} \text{電力量料金単価} &= \text{バイオマス単価} \times \text{バイオマス比率} (\%) \\ &\quad + \text{非バイオマス単価} \times (100 - \text{バイオマス比率}) (\%) \end{aligned}$$

なお、バイオマス比率については、小数第1位を四捨五入した整数値とする。

バイオマス単価（1キロワット時につき）	○円 ●銭
非バイオマス単価（1キロワット時につき）	○円 ●銭

(料金の支払い)

第6条 乙は、特別の事情がない限り、第5条により算定された料金の請求を甲から受けたものとみなして、料金を、検針日の翌日が属する月の翌月の末日（その日が銀行法第15条第1項に規定する休日である場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。

(電力受給開始日)

第7条 この契約による電力受給開始日は、令和8年10月1日とする。

(契約の有効期間)

第8条 この契約の有効期間は、前条の受給開始日から令和9年9月30日までとする。

(契約の承継)

第9条 甲または乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対しこの契約に基づく権利または義務を譲渡しまたは承継させてはならない。

2 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を得た場合でなければ、この契約をその承継者に承継させてはならない。

(契約の解除)

第10条 甲または乙がこの契約に定められた事項に違反した場合には、甲または乙は、その旨を相手方に催告をした上で、契約期間内に解除することができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙と九電送配との間の甲の連系に関する発電量調整供給契約が解除された場合は、この契約も解除となる。

3 前項の定めによりこの契約が解除される場合であって、この契約の解除に関して甲または乙の責めに帰すべき事由がある場合、甲または乙は、この契約の解除により生じる影響の扱いについて解除の原因者たる相手方に協議を求めることができる。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、延岡市契約規則第26条及び第27条の規定によるものとする。

(反社会的勢力との関係排除)

第12条 甲および乙は、本契約締結時および将来にわたり、自己、自己の役員もしくは自己の重要な使用人（以下、「自己等」という。）または経営を実質的に支配する者が、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、自己等が反社会的勢力の威力等を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協力等しないこと（ただし、法令により取引が義務付けられているものは除く。）、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含む。）をしないことを表明保証する。

2 甲または乙は、事業に関連して契約する自己の下請または再委託先業者（数次にわたるときはその全てを含む。以下、「下請等」という。）が前項に反しないことを確約し、違反が判明した場合は、下請等との契約を解除しまたはそのための措置をとる。

3 甲または乙は、相手方が前二項に反した場合は、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

4 甲または乙は、相手方が本条に反したことにより損害を被った場合は、当該相手方に対し、当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求でき、当該相手方が本契約の解除により損害を被ったとしても、解除者はこれによる一切の損害賠償を要しない。

(損害賠償)

第13条 甲または乙がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、甲または乙がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではない。

(専属管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟については、乙の本店所在地の裁判所(本庁)をもって専属管轄とする。

(適用法令)

第15条 この契約は、全ての点で、日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、この契約に関する事項を、この契約の有効期間中はもとより、期間終了後または解除による契約終了後においても、相手方の事前の承認を得ないで、第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この契約に基づく電力受給に際しては、九電送配が定める託送供給等約款を遵守するものとする。

る。

2 この契約に定めのない事項、またはこの契約によりがたい事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

以上、この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 年 8 月 日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 三浦久知

乙 ○○○○○
●●●●株式会社
代表取締役 △△△△